
差出人: higashi_iruma_gyousei@googlegroups.com は 山本悠基 <info@yamamoto-office.biz> の代理
送信日時: 2023年6月5日月曜日 9:10
宛先: higashi_iruma_gyousei@googlegroups.com
件名: 埼玉県行政書士会東入間支部 (2023年6月 富士見市無料相談会)
添付ファイル: 富士見市無料相談会(R5年6月25日)相談員募集のご案内.pdf

支部広報担当の山本です。

平素より無料相談会事業にご理解ご協力をいただき、誠にありがとうございます。

6月25日(日)に南畑公民館にて開催いたします
富士見市無料相談会に伴い、相談員を募集いたします。

これまでと同様、相談者は事前予約制、
相談員も午前午後の2班交代制となります。

詳細は添付 PDF ファイルをご覧ください、下記 URL からご応募ください。

相談員募集 (6/20(火)まで)
<https://forms.gle/byFHtBH8FEY1q5Ec7>

本相談会に関するお問い合わせ先
企画業務部長 青木 環
TEL : 090-7224-1203
メール : t.aoki@tamaki-office.jp

以上、よろしくお願いいたします。

—
特定行政書士 情報処理安全確保支援士 やまもと経営法務事務所 山本 悠基
E-mail info@yamamoto-office.biz TEL 080-4178-2113
<http://www.yamamoto-office.biz/>

—
このメールは Google グループのグループ「行政書士会東入間支部」に登録しているユーザーに送られています。

このグループから退会し、グループからのメールの配信を停止するには
higashi_iruma_gyousei+unsubscribe@googlegroups.com にメールを送信してください。

このディスカッションをウェブ上で閲覧するには
https://groups.google.com/d/msgid/higashi_iruma_gyousei/CACkOUEjAOMGcqq-jYVvg%3Dth-pU31BSTPzQ6u1Dh7T5bUG6Lawg%40mail.gmail.com にアクセスしてください。

差出人: higashi_iruma_gyousei@googlegroups.com は 山本悠基 <info@yamamoto-office.biz> の代理
送信日時: 2023年6月5日月曜日 11:26
宛先: higashi_iruma_gyousei@googlegroups.com
件名: Re: 埼玉県行政書士会東入間支部 (2023年6月 富士見市無料相談会)

支部広報担当の山本です。

先ほどの6月25日(日)の相談会募集ですが、メール文中の URL に誤りがあり、大変申し訳ございませんでした。

正しくはこちらの URL となります。

相談員募集 (6/20(火)まで)
<https://forms.gle/aa4DPTwg3BDCwe788>

なお、添付 PDF 文中の URL に誤りはございません。

以上、よろしくお願いいたします。

2023年6月5日(月) 9:09 山本悠基 <info@yamamoto-office.biz>:
支部広報担当の山本です。

平素より無料相談会事業にご理解ご協力をいただき、誠にありがとうございます。

6月25日(日)に南畑公民館にて開催いたします
富士見市無料相談会に伴い、相談員を募集いたします。

これまでと同様、相談者は事前予約制、
相談員も午前午後の2班交代制となります。

詳細は添付 PDF ファイルをご覧ください、下記 URL からご応募ください。
(以下省略)

—
特定行政書士 情報処理安全確保支援士 やまもと経営法務事務所 山本 悠基
E-mail info@yamamoto-office.biz TEL 080-4178-2113
<http://www.yamamoto-office.biz/>
—

このメールは Google グループのグループ「行政書士会東入間支部」に登録しているユーザーに送られています。
このグループから退会し、グループからのメールの配信を停止するには

higashi_iruma_gyousei+unsubscribe@googlegroups.com にメールを送信してください。

このディスカッションをウェブ上で閲覧するには

https://groups.google.com/d/msgid/higashi_iruma_gyousei/CACkOUEivcUAJqw%3DAf_VTwH8KR7cVCB94myjUUD2EwjwKAq6tRA%40mail.gmail.com にアクセスしてください。

令和5年6月5日

埼玉県行政書士会東入間支部
支部会員 各位

埼玉県行政書士会東入間支部
支部長 加藤 康弘
(公印省略)

令和5年度 第2回 富士見市無料相談会開催のご案内と相談員募集について

支部会員の皆様には、平素より無料相談会事業にご協力いただき、誠にありがとうございます。

本年度の無料相談会につきましても、新型コロナウイルス感染症対策に配慮しながら開催して参りますので、引き続き、ご理解とご協力のほどお願い申し上げます。

さて、6月25日(日)に富士見市無料相談会の開催が予定されておりますが、その開催にあたり、①実施要領、②感染症対策の実施内容、③相談員募集要項をご案内いたします。

併せて、相談員を募集いたしますので、相談員としてご協力いただける方は、下記をご一読の上、以下のURLからご応募いただきますようお願いいたします(応募期限は6月20日(火)までとさせていただきます)。

URL <https://forms.gle/aa4DPTwg3BDCwe788>

記

1. 令和5年度 第2回 富士見市無料相談会実施要領別紙のとおり。
2. 感染症対策の実施内容
 - (1) 事前予約制の採用(予約受付先:支部長事務所)
相談は、原則として事前予約制となっております。
ただし、当日の駆け込み相談もお断りせずに対応してください。
 - (2) 相談員の体制を午前組・午後組に分散
相談員の体制を①午前組(10:00~13:00)、②午後組(13:00~16:00)の2班に分けたうえで実施いたします。

(3) 感染症対策に対する各相談員のご協力をお願い

新型コロナウイルス感染症対策として、状況に応じて①マスクの着用、②アルコール消毒、③検温、④アクリルボードの設置、⑤換気等にご協力をお願いいたします。また、支部では昼食のご用意はいたしません。が、昼食手当として金1,000円を支給いたしますので、各自のご判断でお時間があるときにお食事をお取りください。

3. 相談員募集要項

(1) 募集人数

10～12名程度（①午前組、②午後組につき各5～6名程度）
（※上記に加え、新規会員の見学・同席参加なども大歓迎です。）

(2) 相談員の選定方針とお願い

ア 参加応募が多数ある場合、相談会運営委員会にて参加者を選定いたします。相談日の数日前までに、参加のご応募をいただいた先生方全員に応募の選定結果（出欠の要否）等をメールにてお知らせする予定です。

イ 相談の事前予約数、内容に合わせて、参加応募者の中から相談員を選定させていただきます。そのため、ご希望通りに参加できないこともあります。可能な限り、年間を通じて公平に参加できるように調整して参りたいと存じますので、ご理解とご協力のほどよろしくお願いいたします。

ウ 新規会員の先生におかれましては、相談業務の研鑽を積み、会員同士の交流を図るための場としてご活用いただくために、優先的に相談員として参加できるように配慮したいと考えておりますので、奮ってご応募ください。

【本相談会に関するお問い合わせ先】

企画業務部長	青木 環
TEL	090-7224-1203
メール	t.aoki@tamaki-office.jp

(別紙)

令和5年度 第2回 富士見市無料相談会実施要領

1. 日時

令和5年6月25日(日) 10時00分～16時00分

①午前(10:00～13:00) 担当の相談員 9時20分頃集合

②午後(13:00～16:00) 担当の相談員 12時40分頃集合

※9時20分頃から設営開始、16時頃から片付けとなります。

2. 会場

南畑公民館

〒354-0002

埼玉県富士見市上南畑306番地の1

電話：049-251-5663

駐車場：42台(障がい者用1台含む)

※バスをご利用される方は、市内循環バス「ふれあい号」等ございますが、時刻表や停留所の詳細については富士見市HP等をご確認ください。

3. 相談員

東入間支部所属行政書士

4. 相談員の昼食、食事手当について

支部では昼食をご用意いたしません。昼食手当として金1,000円をお支給いたします。各自のご判断でお時間があるときにお食事をお取りください。

5. 相談員の組み合わせ・体制について

当支部主催の無料相談会は、支部会員が相談業務における実践経験を積むための貴重な場となっております。そのため、1組の相談に対して登録年数の浅い会員とベテラン会員の2人1組で対応するように配慮しております(※専門性の高い分野の場合は、相談員を増員することもあります)。新規会員の先生におかれましては、相談業務の研鑽を積み、会員同士の交流を図るための場として積極的にご参加ください。

なお、1組の相談時間は、概ね1時間以内を目途としておりますが、相談者が十分に納得されることを目標といたします。

6. 相談員の遵守事項

① 相談に当たっては、行政書士としての品位を保持し、丁寧且つ的確な対応をし

てください。もし、分からないことや判断の難しい相談があった場合には、他の相談員に応援を求めるなど適切に対応してください。

- ② 相談員は、当然のことながら、行政書士法、会則、規則及び法令を順守し、相談内容等知り得た相談者の秘密を外部に漏らさないようにしてください(守秘義務厳守)。
- ③ 他士業務に係る相談については、相談内容によって関係する範囲で最小限の説明にとどめ、詳細は他士業等にご相談されるよう勧めてください。
例：相続税について……基礎控除の範囲や特例等について説明することは構いませんが、相続税の中身に踏み込まないように気を付けてください。
(具体的な相続税額等については、税理士や税務署等にご相談されるよう勧めてください)。
- ④ 行政書士の報酬相場を尋ねられたときは、標準報酬がないゆえに個々の行政書士の算定に拠る旨説明してください。
- ⑤ 相談にあたっては、営業活動・仕事の誘因行為と目されるような行為は行わないでください。ただし、相談者より所望されたときは、名刺をお渡しして構いません。
- ⑥ 仕事の依頼を受けたときは、個々の行政書士との間で委任契約を締結することになる旨丁寧に説明していただき、当日の会場では受任せず、日を改めて各自の事務所等において個々に委任契約を締結してください。
- ⑦ 相談終了後、相談員は、相談票に所定の事項(氏名、相談内容、対応等)を記入し、受付係に提出してください。
- ⑧ 相談会場では、お手持ちの携帯電話・スマートフォン等をマナーモードに設定してください。
- ⑨ これまでどおり、相談員はマスクを着用し、適宜アルコール消毒等の感染症対策に配慮しながらご参加ください。

※当日は、各自検温してからご参加ください。

万が一、発熱等体調に不安があるときは、下記連絡先までご連絡ください。

【本相談会に関するお問い合わせ先】

青木 環 (TEL 090-7224-1203)